

○福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（案）	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱
第1条 （略）	第1条 （略）
第2条 補助金は、別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げる事業を補助事業者が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は以下のとおりとする。 (1)～(3) （略） 2 事業の補助対象期間は、申請する日の属する年度の4月1日からとする。ただし、以下の事業を除く。 (1) 別表1 近隣地域医療提供体制整備事業のうち、補助対象経費1(1)、2及び3 (2) 別表2 警戒区域等医療施設再開支援事業のうち、補助対象経費Ⅰ1、Ⅱ1(1)及びⅢ (3) 別表2 双葉地域中核的医療体制確保事業 <u>のうち、補助対象経費1</u>	第2条 補助金は、別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げる事業を補助事業者が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は以下のとおりとする。 (1)～(3) （略） 2 事業の補助対象期間は、申請する日の属する年度の4月1日からとする。ただし、以下の事業を除く。 (1) 別表1 近隣地域医療提供体制整備事業のうち、補助対象経費1(1)、2及び3 (2) 別表2 警戒区域等医療施設再開支援事業のうち、補助対象経費Ⅰ1、Ⅱ1(1)及びⅢ (3) 別表2 双葉地域中核的医療体制確保事業_____
第3条～第12条 （略）	第3条～第12条 （略）
第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。 2 規則第18条第1項第2号及び第3項に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の器械、器具、その他の備品とする。 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。 <u>知事は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に準拠し承認手続を行うこととし、補助事業者が承認を受けて財産を処分することにより収入があった場</u>	第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。 2 規則第18条第1項第2号及び第3項に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の器械、器具、その他の備品とする。 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。 _____承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その

○福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則

〔平成 24 年 4 月 1 日施行～令和 7 年 9 月 1 1 日改正施行分まで省略〕

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表 1

（略）

別表 2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
（略）	I ～ V （略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則

〔平成 24 年 4 月 1 日施行～令和 7 年 9 月 1 1 日改正施行分まで省略〕

別表 1

（略）

別表 2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
（略）	I ～ V （略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 新旧対照表

新					旧				
認定看護師等養成事業	病院、助産所、診療所、医療関係団体等	1 <u>次に掲げる資格</u>	1 <u>(1)</u> について 1,298,000円／人	10/10 以内	認定看護師等養成事業	病院及び医療関係団体	1 <u>認定看護師、専門看護師及び認定看護師（ファーストレベル及びセカンドレベル教育課程を除く）並びに精神科認定看護師の養成に必要な経費（日本看護協会又は日本精神看護協会が認める専門課程の受講に必要な入学検査料、入学金、授業料、実修料、審査料、認定料等及び研修のために必要な旅費及び宿泊費等）</u>	1 <u>について</u> 1,298,000円／人	10/10 以内
		<u>の養成に必要な経費（日本看護協会又は日本精神看護協会が認める専門課程の受講に必要な入学検査料、入学金、授業料、実修料、審査料、認定料等及び研修のために必要な旅費及び宿泊費等）</u> <u>(1) 認定看護師（感染管理を除く。）、専門看護師及び認定看護管理者（ファーストレベル及びセカンドレベル教育課程を除く。）並びに精神科認定看護師</u> <u>(2) 認定看護師（感染管理）</u> 2 NST専門療法士等の要請に必要な経費（日本 <u>栄養治療</u> 学会認定資格NST専門療法士研修プログラム当の受講に必要な研修費等及び研修のために必要な旅費及び宿泊料）	<u>(2) について</u> <u>2,400,000円／人</u>				<u>認定看護師、専門看護師及び認定看護師（ファーストレベル及びセカンドレベル教育課程を除く）並びに精神科認定看護師の養成に必要な経費（日本看護協会又は日本精神看護協会が認める専門課程の受講に必要な入学検査料、入学金、授業料、実修料、審査料、認定料等及び研修のために必要な旅費及び宿泊費等）</u> <u>2 NST専門療法士等の要請に必要な経費（日本臨床栄養代謝学会認定資格NST専門療法士研修プログラム当の受講に必要な研修費等及び研修のために必要な旅費及び宿泊料）</u>		
		3 及び 4 （略）	（略）			病院、助産所、診療所、医療関係団体	3 及び 4 （略）	（略）	

○福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 新旧対照表

新					旧				
救急医療従事者資質向上支援事業	浜通り地方に所在する医療機関等（病院、診療所、医療関係団体、消防本部、警察署）	救急医療等関係団体が主催する次の研修コースの受講料等			救急医療従事者資質向上支援事業	浜通り地方に所在する医療機関等（病院、診療所、医療関係団体、消防本部、警察署）	救急医療等関係団体が主催する次の研修コースの受講料等		
		(1) BLS	(1)について 18,600 円／人	<u>1/2</u> 以内			(1) BLS	(1)について 18,600 円／人	<u>2/3</u> 以内
		(2) ACLS	(2)について 39,100 円／人				(2) ACLS	(2)について 39,100 円／人	
		(3) JPTEC	(3)について 15,500 円／人				(3) JPTEC	(3)について 15,500 円／人	
		(4) JATEC	(4)について 72,000 円／人				(4) JATEC	(4)について 72,000 円／人	
		(5) ITLS アドバンスドコース	(5)について 30,900 円／人				(5) ITLS アドバンスドコース	(5)について 30,900 円／人	
		(6) ITLS 小児コース	(6)について 30,900 円／人				(6) ITLS 小児コース	(6)について 30,900 円／人	
		(7) ITLS アクセスコース	(7)について 30,900 円／人				(7) ITLS アクセスコース	(7)について 30,900 円／人	
		(8) PALS	(8)について 46,300 円／人				(8) PALS	(8)について 46,300 円／人	
		(9) CVC 実践セミナー・指導者養成コース	(9)について 25,800 円／人				(9) CVC 実践セミナー・指導者養成コース	(9)について 25,800 円／人	
		(10) セデーショントレーニングコース	(10)について 20,600 円／人				(10) セデーショントレーニングコース	(10)について 20,600 円／人	
		(11) DAM	(11)について 20,600 円／人				(11) DAM	(11)について 20,600 円／人	
		(12) FCCS	(12)について 102,900 円／人				(12) FCCS	(12)について 102,900 円／人	
		(13) MCLS	(13)について 30,900 円／人				(13) MCLS	(13)について 30,900 円／人	
		(14) ISLS/PSLS コース	(14)について 20,600 円／人				(14) ISLS/PSLS コース	(14)について 20,600 円／人	
		(15) NDLS、BDLS 及びADLS	(15)について 102,900 円／人				(15) NDLS、BDLS 及びADLS	(15)について 102,900 円／人	
		(16) MIMMS	(16)について 102,900 円／人				(16) MIMMS	(16)について 102,900 円／人	

○福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 新旧対照表

新					旧				
		(17) ICLS (18) JTAS (19) SSTT コース (20) ABCD ソノグラフィ	(17)について 10,300 円／人 (18)について 30,900 円／人 (19)について 60,000 円／人 (20)について 40,000 円／人				(17) ICLS (18) JTAS (19) SSTT コース (20) ABCD ソノグラフィ	(17)について 10,300 円／人 (18)について 30,900 円／人 (19)について 60,000 円／人 (20)について 40,000 円／人	
双葉地域 二次医療 提供体制 確保事業	<u>福島県病院事業管理者</u>	(略)	(略)	(略)	双葉地域 二次医療 提供体制 確保事業	<u>病院局</u> 、 <u>公立大学法人福島県立医科大学</u>	(略)	(略)	(略)
双葉地域 公設医療 機関等整備 支援事業	双葉地方広域 市町村圏組合 及び <u>福島県</u> 病院事業管理者	1 (略)	(略)	(略)	双葉地域 公設医療 機関等整備 支援事業	双葉地方広域 市町村圏組合 及び <u>県</u> 病院事業管理者	1 (略)	(略)	(略)
		2 <u>福島県病院事業管理者</u> が期間住民等の医療を確保するために必要な次の経費 ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（リカーレ）の運営に必要な人件費、報償費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	(略)	(略)			2 <u>病院局</u> が期間住民等の医療を確保するために必要な次の経費 ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（リカーレ）の運営に必要な人件費、報償費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	(略)	(略)
双葉地域 中核的医療 体制確保 事業	<u>福島県病院事業管理者</u>	双葉地域の医療体制確保のために設置する <u>新病院開設</u> に必要な次の経費 <u>1 新病院整備のために必要な委託料、工事請負費等</u> <u>2 新病院開院に向けての医療従事者確保のために必要な負担金、補助及び交付金、貸付金等</u>	実支出額	10/10 以内	双葉地域 中核的医療 体制確保 事業	<u>病院局</u>	双葉地域の医療体制確保のために設置される新病院整備のために必要な <u>委託料、工事請負費等</u> _____ _____ _____ _____	実支出額	10/10 以内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※1～8 (略)

※1～8 (略)

○福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 新旧対照表

新

別表 3

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
浜通り看護職員確保支援事業	浜通り地方の病院及び診療所（※1）	1. <u>看護職員研修等支援事業</u> (略)	(略)	(略)	(略)
		2. <u>看護師等養成所進学支援事業</u> (略)			
		3. <u>勤務環境改善コンサルタント支援事業</u> (略)			
		4. <u>住宅確保支援事業</u> (略)			
		5. <u>看護職員子育て応援事業</u> (略)			
		6. <u>看護職員確保支援事業</u> (略)			
		7. <u>就職相談会当支援事業</u> (略)			

※1 (略)

別表 4

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
初期救急医療確保支援事業	南相馬市 いわき市	南相馬市の休日夜間救急センター及びいわき市の休日夜間急病診療所の運営費に必要な経費	総事業費から総収入額を控除した額	<u>1/3</u> 以内	南相馬市 <u>3,000</u> 千円 いわき市 <u>16,000</u> 千円

第1号様式～第13号様式 (略)

旧

別表 3

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
浜通り看護職員確保支援事業	浜通り地方の病院及び診療所（※1）	1. <u>看護職員研修等支援事業</u> (略)	(略)	(略)	(略)
		2. <u>看護師等養成所進学支援事業</u> (略)			
		3. <u>勤務環境改善コンサルタント支援事業</u> (略)			
		4. <u>住宅確保支援事業</u> (略)			
		5. <u>看護職員子育て応援事業</u> (略)			
		6. <u>看護職員確保支援事業</u> (略)			
		7. <u>就職相談会当支援事業</u> (略)			

※1 (略)

別表 4

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
初期救急医療確保支援事業	南相馬市 いわき市	南相馬市の休日夜間救急センター及びいわき市の休日夜間急病診療所の運営費に必要な経費	総事業費から総収入額を控除した額	<u>1/2</u> 以内	南相馬市 <u>5,000</u> 千円 いわき市 <u>20,000</u> 千円

第1号様式～第13号様式 (略)